

# 第117期 中間決算公告

令和4年12月29日

香川県高松市亀井町6番地1  
株式会社 香川銀行  
取締役頭取 山田 径男

第117期中（令和4年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	207,388	預 金	1,800,099
商品有価証券	81	譲渡性預金	28,300
金銭の信託	1,019	債券貸借取引受入担保金	9,267
有価証券	337,025	借 用 金	76,010
貸出金	1,449,012	外 国 為 替	10
外国為替	9,238	そ の 他 負 債	13,488
その他資産	15,924	未払法人税等	915
その他の資産	15,924	リース債務	27
有形固定資産	27,417	資産除去債務	129
無形固定資産	391	その他の負債	12,415
前払年金費用	2,352	賞与引当金	297
繰延税金資産	3,187	役員賞与引当金	12
支払承諾見返	3,257	睡眠預金払戻損失引当金	96
貸倒引当金	△8,847	偶発損失引当金	76
		再評価に係る繰延税金負債	3,359
		支払承諾	3,257
		<b>負債の部合計</b>	<b>1,934,277</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,014
		資 本 剰 余 金	9,339
		資 本 準 備 金	9,339
		利 益 剰 余 金	90,484
		利 益 準 備 金	2,674
		そ の 他 利 益 剰 余 金	87,809
		圧 縮 積 立 金	21
		別 途 積 立 金	43,436
		繰 越 利 益 剰 余 金	44,350
		<b>株主資本合計</b>	<b>111,837</b>
		その他有価証券評価差額金	△5,015
		土地再評価差額金	6,349
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,333</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>113,171</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>2,047,449</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,047,449</b>

第117期中 (令和4年4月1日から  
令和4年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	13,734
資 金	運 用 収 益	11,017
	(うち貸出金利息)	(8,807)
	(うち有価証券利息配当金)	(2,022)
役 務	取 引 等 収 益	2,415
そ の	他 業 務 収 益	116
そ の	他 経 常 収 益	184
経常	費 用	9,638
資 金	調 達 費 用	253
	(うち預金利息)	(212)
役 務	取 引 等 費 用	1,141
そ の	他 業 務 費 用	639
営 業	業 経 常 費 用	7,140
そ の	他 経 常 費 用	464
経 常	利 益	4,095
特 別	損 失	130
固 定	資 産 処 分 損 失	28
減 損	損 失	101
税 引	前 中 間 純 利 益	3,965
法 人	税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,001
法 人	税 等 調 整 額	23
法 人	税 等 合 計	1,024
中 間	純 利 益	2,940

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	17年～50年
その他	5年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,669百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(ETF除く)の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益242百万円を計上しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 932百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,157百万円
危険債権額	20,353百万円
三月以上延滞債権額	26百万円
貸出条件緩和債権額	1,218百万円
合計額	27,756百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,033百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	93,999百万円
貸出金	11,615百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	76,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,267百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産13,583百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金223百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、196,227百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが184,321百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契

約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,361百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は28,006百万円であります。
9. 単体自己資本比率（国内基準） 9.47%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益54百万円及び株式等売却益60百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却9百万円及び株式等売却損28百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損28百万円及び減損損失101百万円であります。
4. 当中間期において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地90百万円及び建物11百万円であります。

用途	種類	場所	金額（百万円）
稼働資産	営業用土地	香川県内	80
		愛媛県内	9
	営業用建物	香川県内	10
		愛媛県内	1

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (令和4年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	15,920	16,047	127
	そ の 他	—	—	—
	小 計	15,920	16,047	127
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	12,085	11,904	△180
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,085	11,904	△180
合 計		28,006	27,952	△53

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (令和4年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	758
関 連 法 人 等 株 式	15

3. その他有価証券（令和4年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,302	8,509	5,793
	債 券	3,694	3,656	37
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	3,694	3,656	37
	そ の 他	26,482	24,331	2,150
	小 計	44,479	36,497	7,982
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,861	2,128	△267
	債 券	126,525	128,690	△2,164
	国 債	34,135	35,404	△1,268
	地 方 債	62,773	63,253	△479
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	29,616	30,032	△416
	そ の 他	133,148	146,024	△12,875
	小 計	261,535	276,843	△15,307
合 計		306,014	313,340	△7,325

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	918
組 合 出 資 金	1,311

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和4年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和4年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,984百万円
有価証券評価損	109
減価償却費	335
未払事業税	76
その他有価証券評価差額金	2,286
その他	881
繰延税金資産小計	6,674
評価性引当額小計	△2,916
繰延税金資産合計	3,758
繰延税金負債	
退職給付関係	533
その他	37
繰延税金負債合計	571
繰延税金資産の純額	3,187百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,495円22銭
1株当たりの中間純利益金額	38円85銭

以 上

## (令和4年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	207,539	預 金	1,799,195
商品有価証券	81	譲渡性預金	28,300
金銭の信託	1,019	債券貸借取引受入担保金	9,267
有価証券	336,692	借 用 金	84,340
貸出金	1,444,524	外 国 為 替	10
外国為替	9,238	そ の 他 負 債	14,541
リース債権及びリース投資資産	10,277	賞 与 引 当 金	317
そ の 他 資 産	22,273	役 員 賞 与 引 当 金	12
有形固定資産	27,498	退 職 給 付 に 係 る 負 債	38
無形固定資産	404	睡眠預金払戻損失引当金	96
退職給付に係る資産	2,897	偶 発 損 失 引 当 金	76
繰延税金資産	3,088	再評価に係る繰延税金負債	3,359
支払承諾見返	3,257	支 払 承 諾	3,257
貸倒引当金	△9,568	負債の部合計	1,942,815
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,014
		資 本 剰 余 金	9,402
		利 益 剰 余 金	91,566
		株主資本合計	112,983
		その他有価証券評価差額金	△4,989
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,349
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	379
		その他の包括利益累計額合計	1,739
		非 支 配 株 主 持 分	1,687
		純資産の部合計	116,410
資産の部合計	2,059,226	負債及び純資産の部合計	2,059,226

(令和4年4月1日から)  
 (令和4年9月30日まで) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,078
資金運用収益	11,005
(うち貸出金利息)	(8,786)
(うち有価証券利息配当金)	(2,032)
役務取引等収益	2,433
その他の業務収益	3,456
その他の経常収益	182
経常費用	12,897
資金調達費用	274
(うち預金利息)	(212)
役務取引等費用	1,103
その他の業務費用	3,730
営業経費用	7,321
その他の経常費用	467
経常利益	4,180
特別損失	130
税金等調整前中間純利益	4,050
法人税、住民税及び事業税	1,003
法人税等調整額	△0
中間純利益合計	1,002
中間純利益	3,048
非支配株主に帰属する中間純利益	59
親会社株主に帰属する中間純利益	2,988

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等            2社  
トモニリース株式会社  
香川ビジネスサービス株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等            2社  
トモニカード株式会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日            2社

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,669百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

#### 9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

#### 10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 13. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 14. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益242百万円を計上しております。

### 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社の株式を除く) 207百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,444百万円
危険債権額	20,353百万円
三月以上延滞債権額	26百万円
貸出条件緩和債権額	1,218百万円
合計額	28,042百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,033百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	93,999百万円
貸出金	11,615百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	76,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,267百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産13,590百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金230百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、194,227百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが182,321百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,473百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は28,006百万円であります。
9. 連結自己資本比率（国内基準） 9.50%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益56百万円及び株式等売却益60百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却9百万円及び株式等売却損28百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損28百万円及び減損損失101百万円であります。
4. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地90百万円及び建物11百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用土地	香川県内	80百万円
		愛媛県内	9百万円
	営業用建物	香川県内	10百万円
		愛媛県内	1百万円

稼動資産については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

5. 中間連結包括利益計算書における包括利益の金額は△3,804百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	81	81	—
(2) 金銭の信託	1,019	1,019	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	28,006	27,952	△53
その他有価証券（*1）	306,384	306,384	—
(4) 貸出金	1,444,524		
貸倒引当金（*2）	△9,107		
	1,435,417	1,433,426	△1,990
資産計	1,770,909	1,768,864	△2,044
(1) 預金	1,799,195	1,799,248	53
(2) 譲渡性預金	28,300	28,304	4
(3) 借入金	84,340	84,334	△6
負債計	1,911,835	1,911,887	51
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,167)	(2,167)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(2,167)	(2,167)	—

（\*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（\*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）（*2）	982
組合出資金（*3）	1,319

（\*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。

（\*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,019	—	1,019
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	81	—	—	81
その他有価証券				
国債・地方債等	34,135	62,773	—	96,909
社債	—	33,310	—	33,310
株式	16,541	—	—	16,541
その他	30,614	125,653	—	156,268
デリバティブ取引				
通貨関連	—	514	—	514
資産計	81,374	223,270	—	304,645
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,681	—	2,681
負債計	—	2,681	—	2,681

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,355百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包 括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さいことと した額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連結 貸借対照表日におい て保有する投資信託 の評価損益
	損益に計上	その他の包 括利益に計 上(*1)					
2,275	—	47	1,032	3,355	—	3,355	—

(\*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	27,952	27,952
貸出金	—	—	1,433,426	1,433,426
資産計	—	—	1,461,378	1,461,378
預金	—	1,799,248	—	1,799,248
譲渡性預金	—	28,304	—	28,304
借入金	—	76,000	8,334	84,334
負債計	—	1,903,553	8,334	1,911,887

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算定した価額によっております。  
 観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報  
 該当事項有りません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (令和4年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	15,920	16,047	127
	そ の 他	—	—	—
	小 計	15,920	16,047	127
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	12,085	11,904	△180
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,085	11,904	△180
合 計		28,006	27,952	△53

2. その他有価証券 (令和4年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,680	8,633	6,047
	債 券	3,694	3,656	37
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	3,694	3,656	37
	そ の 他	26,482	24,331	2,150
	小 計	44,857	36,621	8,235
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,861	2,128	△267
	債 券	126,525	128,690	△2,164
	国 債	34,135	35,404	△1,268
	地 方 債	62,773	63,253	△479
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	29,616	30,032	△416
	そ の 他	133,148	146,024	△12,875
	小 計	261,535	276,843	△15,307
合 計		306,392	313,464	△7,072

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和4年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和4年9月30日現在）  
該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
役務取引等収益	1,540
預金・貸出金業務	184
為替業務	383
証券関連業務	285
代理業務	54
保護預り・貸金庫業務	14
その他業務	617
顧客との契約から生じる経常収益	1,540
上記以外の経常収益	15,537

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,515円72銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	39円47銭

以 上